

## 第25回 容量市場の在り方等に関する検討会 議事録

### 1. 開催状況

日時：2020年5月29日（金） 15:00～17:00

場所：Web会議

出席者：

大山 力 座長（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）  
秋元 圭吾 委員（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）  
阿部 公哉 委員（東北電力ネットワーク株式会社 電力システム部 技術担当部長）  
安念 潤司 委員（中央大学法科大学院 教授）  
石坂 匡史 委員（東京ガス株式会社 電力トレーディング部長）  
市村 拓斗 委員（森・濱田松本法律事務所 弁護士）  
岡本 浩 委員（東京電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長）  
加藤 英彰 委員（電源開発株式会社 経営企画部長）  
上手 大地 委員（イーレックス株式会社 経営企画部長）  
紀ノ岡 幸次 委員（関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室 エネルギー・環境企画部長）  
小宮山 涼一 委員（東京大学大学院工学系研究科 准教授）  
上坂 喜人 委員（伊藤忠エネクス株式会社 電力・ユーティリティー部門 電力需給部 部長）  
竹廣 尚之 委員（株式会社エネット 経営企画部長）  
林 泰弘 委員（早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授）  
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）  
圓尾 雅則 委員（S M B C日興証券株式会社 マネージング・ディレクター）  
森本 将史 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室長）  
高木 駿平 オブザーバー代理（電力・ガス取引監視等委員会 取引監視課 取引制度企画室 課長補佐）

欠席者：

秋池 玲子 委員（ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター & シニア・パートナー）  
下村 貴裕 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室長）  
恒藤 晃 オブザーバー（経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長）  
黒田 嘉彰 オブザーバー（経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引制度企画室長）

議題：

発動指令電源の発動指令時の精算単価について  
実需給年度の2年前に実施する容量停止計画の調整について  
容量確保契約締結後の電源等の差し替えについて  
容量市場における精算に関する広域機関の業務について

資料：

(資料1) 議事次第

(資料2) 委員名簿

(資料3) 発動指令電源の発動指令時の精算単価について

(資料4) 実需給年度の2年前に実施する容量停止計画の調整について

(資料5) 容量確保契約締結後の電源等の差し替えについて

(資料6) 容量市場における精算に関する広域機関の業務について

## 2. 議事

### (1) 発動指令電源の発動指令時の精算単価について

○ 事務局より、資料3に沿って、発動指令電源の発動指令時の精算単価について説明が行われた。

[主な議論]

(松村委員)

事務局案に異議はない。案1、案2と並べて書くと低いほうに決めたように見えてしまうが、本来は最高値、単純平均、最低値という3通りの決め方が論理的には有りうると思う。最低値は約定を積極的に出さなかった人が一番損をするという決め方である。高い価格を出し続けた結果、最後の精算で必ず得をする、損をするというのがどちらも問題である。したがって、低い方の精算方式を採用したということではなく、高すぎることも、低すぎることも問題があるので、案2を採用したということが良いと思う。いずれにせよ案2が適切という事務局判断を支持する。

(市村委員)

事務局案に賛成する。この問題は仮に案1を採用すると、時間前市場に応札するインセンティブがなくなる。異なる事業者による5取引なので、市場操作も起こりにくいと考え。そういった観点から事務局案に賛成する。時間前市場の最高値と直近の5取引の平均値との実態の差異が、もし分かれば教えてほしい。

(小宮山委員)

現時点で、時間前市場の実需給に近い5点平均とみなすという事務局案に賛同する。発動指令電源は、電力の供給信頼度を維持する調整力の面で大変重要なものであるが、構造等はまだ不確実。分からない点もあるので、実際に容量市場が始まった後に、事後検証することが大事だと思う。

(阿部委員)

一般送配電事業者の立場で発言する。委員の方々からお話があったとおり、入札行動にインセンティブを与えるという点から案2を採用し、これで始めることについて異論はない。小宮山委員からあったとおり、発動指令電源の不確実性もあるという印象がある。発動指令電源は、実需給状況の急激な悪化等によって、指令から3時間で確実に発動していただかなければ、安定供給への影響が大きいということになってしまう。基本的にはインセンティブが働くことで発動していただけてはいるものの、実際の発動量が期待容量を下回ることがあれば、単価設定による発動量への影響等について確認する必要があると考えている。その場合は、事後の検証をお願いしたい。

(高木オブザーバー代理)

発動指令電源の精算単価については、監視等委員会としても事務局の提案に賛成する。

今後に向けた留意点として発言する。発動指令電源の精算単価については、新しいインバランス料金制度のもとでは、他の調整電源と同様にインバランス料金に引用されると認識している。発動指令電源の精算単価に時間前市場の価格を何らかの形で引用することになると、インバランス料金の高騰を防ぐという観点から、時間前市場で取立て調達しないというインセンティブが働く可能性も否定できないと考えているが、どのような引用の仕方をして可能性としてはあり得ると認識している。こういった行動については、あまり望ましくないと考えており、市場に十分な厚みがあれば、生じにくいということであるし、需給ひっ迫時の補正インバランス料金も導入されることになるため、こうしたものがあれば、こういった行動を抑止できると思っている。こうした点も踏まえ、今回の仕組みがしっかり機能しているか、監視等委員会としても、しっかり確認していきたいと考えている。

関連して、本論とは異なるが、発動指令電源の発動方法について、全量一斉かメリットオーダー順かについて、今後、検討進められていくと思うが、監視等委員会としては、メリットオーダー順の方が社会的には最適であると認識している。引き続きの検討をお願いしたい。

(松村委員)

委員の発言を聞いていて、誤解していたのではないかと心配になったため確認したい。今回の議論は時間前市場を適切に使って、合理的に行動するという誘因を歪めないようにするという意味でインセンティブを議論しているのであり、発動指令電源に対して、発動指令されて、ちゃんと動かすインセンティブを与えるために制度設計をするという議論をしているのではないと認識していた。時間前市場で売れようが売れまいが指令されたものは出してもらわなければ困るわけで、時間前市場で取引されれば、市場価格でkWhに対応する分のお金をもらい、そうでなければ決められたルールでお金をもらうというだけのことである。当然、発動してもらわなければ困るし、それをちゃんとしないのであればペナルティとなる。高値で買い取ってくれるのであれば出すが、買い取ってくれないのであれば発動指令に従わないという自由度のある電源ではないと思っていた。これで市場を使うというインセンティブではなく、ちゃんと出すというインセンティブになるという議論をしているのではないと思いついていたが、一部の事業者からこの理解に反すると誤認されかねない発言があったので、念のためこの理解が間違っていたのか確認させていただきたい。

次に市村委員のご指摘はもっともだと思う。時間前市場がどう機能しているのか、価格が最高値と直近の5つでどれくらいの大きな差があるのかは色々な意味で知っておくべきデータだと思うので、経産省か広域機関かできちんと調べて、情報を出していただくことはありがたい。しかし議論する時に、現状で差がないから案1でも案2でもあまり差はないという議論は無意味であることはあらかじめ認識していただきたい。今の制度のもとで出ている価格が直接問題となるわけではなく、制度が変わった時にどういったインセンティブを与えるかを議論しているわけで、制度が変わってしまう、例えば、最高値を参照することになれば、最高値を吊り上げるインセンティブが強くなるもとのようなことが起こるのかは、制度がないときのデータからでは必ずしもわからないことも認識する必要がある。

(事務局)

発動指令電源は、需給ひっ迫時に必ず供給力を提供することがリクワイアメントで定められており、本資料においてインセンティブと記載している、1時間前市場に応札するかしないかの自由度があるわけではなく、先ほどの松村委員のご発言の前者については、考え方としてまったく同様であると考えている。

(市村委員)

補足となるが、先ほどの松村委員のご発言について、全くその通りだと思う。両方の論点ともに、基本的には発動することを前提とした議論だと考えており、今回は1時間前市場をどう使っていくか、また、そこへのインセンティブの寄せ方の議論だと考えている。後者についても、これを見た結果、案1と案2が変わるものでは必ずしもなく、4年後の市場を想像すると、変わっていくことは当然だと思うが、現時点での実態、実績もある程度見ていくことも合わせて必要だという趣旨からの発言である。

(事務局)

今回の直近の5事業者の5取引の単純平均という提案については実需給が開始される2024年度以降に、例えば不具合等があれば検証し、より良いものに変えていくこともその通りだと考えている。今回、事務局は、案2の方が妥当だと考えており、市場開始当初はこれで始めたいと考えている。

(大山座長)

特にご異論はなかった。始めてみると色々あるかもしれないが、精算単価については、当面は事務局案で進めていきたい。

## (2) 実需給年度の2年前に実施する容量停止計画の調整について

○ 事務局より、資料4に沿って、実需給年度の2年前に実施する容量停止計画の調整について説明が行われた。

[主な議論]

(市村委員)

スライド10の事務局整理について特に異論はない。念のための確認だが、スライド8の10月から12月の停止調整のイメージについて、どのようにワークさせるか実務的に難しい問題だと思っている。調整不調電源の対象になると思い共連れで調整した結果、調整した先で全員が調整不調電源の対象になることも当然考えられる。日々情報をどう発信していくか重要だと思うし、スパンを区切って調整することも考えられる。3ヶ月間という短い期間なので、うまく情報更新できる仕組みが肝になってくる。今後の整理内容だと思うがご検討いただきたい。

(事務局)

今回は大枠の整理と考えている。調整期限を区切って調整するなど、今後の詳細検討の中でご議論いただきたい。

(紀ノ岡委員)

市村委員のご発言と趣旨は同じとご理解いただきたい。発電事業者としては作業調整にできる限りご協力することが原則と思っている。ただ、様々な計画の中で作業調整をしており、調整することが種々困難な場合も予想される。その場合は、できることなら調整したくないという誘因が働くのは当然で、全員が調整に応じなければ結局調整ができないし、同じ方向に調整すると別のところがうまくいかなくなる。非常に難しい問題だが、公平性の観点から事務局案でまずはスタートせざるを得ないという議論の経緯があるので、原則この方向で進めつつ、都度、市村委員のご提案なども検討・フォローいただきたい。

(林委員)

事務局の方針については賛成。コメントとしてスライド8の②について、供給信頼度の結果を踏まえて、事業者が自ら

容量停止計画を調整するというのは性善説であり、制度設計としては非常に難しいのではないかと。信頼度評価というエビデンスに基づいて事業者が納得できる容量停止計画の在り方について、自ら調整することが機能するか危惧しているので、制度設計はしっかり考えていただきたい。今後の方向性として、自ら調整する方法については、エビデンスに基づいたイコールフィッティングでなければビジネスをしている事業者にとっては説得力がないと思う。

(岡本委員)

実際にどのように調整するのか、やや不安を感じている。全体的に申し上げると、容量市場は全国で容量を効果的に調達して信頼度を確保する目的と、スポット市場の価格が跳ね上がったり、高止まりすることを抑制するという目的も含まれていると理解している。全国で必要な供給信頼度を評価して、供給信頼度を満たす一番経済的な電源を調達することと停止調整が対になっているので、停止調整についても、同じように考えるということが前提にある。もう一つ申し上げると、停止計画を供給信頼度の面からも、価格高騰を防ぐという意味からも出来るだけ需要に合わせてバランスしていく必要がある。例えば、広域機関においてメリットオーダーのシミュレーションを実施すると思うが、シミュレーションの結果、年間を通じて一番安価になるパターンが、供給力が不足の時に高額なメリットオーダーにならないはずなので、最初、容量の年間のEUEの制約を満たしながら全国で一番安価となるパターンを提示していただいて、そこから発電事業者にも調整していただいた方が、経済的および供給信頼度的にもメリットがあるのではないかと。広域機関が提案しているパターンだと、発電事業者には供給信頼度評価の結果だけが見えて、それを見ながら皆がぐるぐる回るということになってしまう。ベースとなる最適案を提示していただいて、そこからずれが大きくなる範囲で調整するといった考え方をいれないと、ぐるぐる回っても答えが出ないのではないかと。それから、スライド10について、2年前の調整以降、流通設備について、原則、追加・変更しないと記載されているが、資料にも記載しているとおり、法令上の対応や緊急的な設備トラブルにより、ある時期にここを見ないと行けない場合もあるので、一送からもきちんと説明するが、やむを得ず、残るものがあるということをご了解を賜りたい。

(石坂委員)

スライド8の基本的な手順については賛同させていただく。市村委員も仰ったように、具体的に詰めて行く段階になると色々心配事があり、先ほども意見があったが、停止調整は不要と思っていたのに、最後に蓋を開けたら減額対象になっていた、ということがないようにお願いしたい。例えば、このような停止調整が円滑に進むような仕組みとして、スライド7に一般送配電事業者との作業停止調整の結果、調整がむずかしい電源もあると思う。そのような電源がどのくらい存在しているのかということ容量提供事業者から提供していただいて、どのくらい調整が必要なのかということが事前情報として分かる様な仕組みを考えていただきたい。

(小宮山委員)

私も、他の委員のご意見と同じで、公平性と効率性を如何に両立するか、と言う観点が最も重要である。このプロセス自体が容量停止計画の調整が不調となった場合、調整不調電源と見做され減額が行われて、公平性とも絡む問題であるとともに、10～12月の3か月間で効率的に決定するというプロセス自体の実効性も大変重要なポイントになる。今後、実際にこのような場面が発生した場合の対処についても、事後検証をやりながらより改善していくというアプローチが適切ではないかと。

(秋元委員)

これまで他の委員からご発言があったが、全体としては賛成したいと思う。ただ、議論があったように若干不安な部分

もあるということで、この提案はいかにも日本的な提案であり自主的な部分でうまく機能することを期待しているところがある。外国ではあまりないのではないかという率直な感じはした。ただ、これまで日本の企業等は新型コロナウイルスでの対応でもそうかもしれないが、自主的な対応でうまくいっている部分が多いので、そういう面で、この対応をしていくということでよいと思う。うまくいかない場合にどうの方策をとつたらいいのかということ、本来は全体を最適化したほうがよいのだが、各企業が出している計画は個別最適だと思うので、個別最適をみながら全体最適をどういうふう調整していくかというフレームがあればそのほうがよいが、とりあえずこれで始めるということに関して異論はない。

#### (加藤委員)

スライド6のところ、基本的に「実需給年度の2年前に行う容量停止計画の調整以降は、追加・変更を行うことを限定的にすることが求められ、状況により経済的ペナルティを講ずることとしている」と記載されており、また、スライド5の下の注釈に、2年前以降、供給信頼度に影響を与えるような容量停止計画の追加・変更にはペナルティという記載がある。こういうことからすると、調整期間が終了し、最終的に供給信頼度に影響を与えた場合、追加オークションの実施判断は供給計画になると思う。そのため、調整期間というのは10月から12月頃という、極めて短い期間とならざるを得ないと理解をしているが、それでいいのか一つ懸念である。また、前回、本件を議論させていただいたときにも発言させていただいたが、調整期間を一定程度、区切った期間の中で停止電源になったとしても、ギリギリまで停止変更を調整するインセンティブが働く仕組みは残しておいた方がよいと考えている。スライド5や6に記載のあったとおり、供給信頼度に影響を与えかねないような停止計画の変更というのはもちろんあってはならないが、逆に信頼度のアップにつながるような停止計画の変更をしようという努力を促す仕組みがあったほうがよいと思う。

もう一つは、スライド8については市村委員と同様の懸念をもっており、発電プラントの点検の計画は数年前から工事会社と調整をして計画を作っているの、紀ノ岡委員のご発言度のとおり、これを変更するというのはなかなか大変なこと。しかし、実際のところ、スライド8の図をみると月単位で動かすように見えるが、これをギリギリ動かすとすると日単位で調整するようになると思う。したがって、月単位で信頼度を評価する場合でも実際は7日とか10日とか日単位で動かしたことが評価されるということも検討してほしいと思う。

#### (岡本委員)

先ほどの発言に付け加えて、スライド8、9のプロセスのところ、信頼度評価を見ながら調整をするというのはもちろんだが、容量市場の全体とすると年間のEUEをクリアするように評価しているので、年間のEUEというものをベースに調整するのではないとすると、何かしら月別のEUEを定義することとなるが、調達しているわけではないのでそこは整合的ではないということを思っている。先ほどメリットオーダーのことを申し上げたが、メリットオーダーでは、価格があるところまでいくと、おそらく急激に上昇してしまうので、そのようにならない範囲で、月単位でならしていくということが、最も経済的で信頼度的にも良い方向におそらくなると思っている。

#### (圓尾委員)

これでうまくいけば良いと思うが、実際は難しい調整ということだと思ふ。まずは、岡本委員の発言のとおり供給信頼度評価だけではなく、メリットオーダーというもう一つの軸を持つことは大事なことである。また、うまく調整できないとき、指示には従うが納得いかないときにどこに訴えればいいのか。揉めたときの調整機能をはっきりさせておくべきである。

#### (大山座長)

大枠でこの方向で異論があるわけではないが、実際にやると大変だとか指摘いただいたものと認識している。事務局と

しても、事前に細かく決めるのは大変だが、決めないと実際の調整は大変になるので、よく検討する必要がある。

(事務局)

今回は大枠の整理というところであるが、公平性・効率性やメリットオーダー、調整不調になった場合に信頼度確保をどうするかなどを含め、詳細な検討を深めていく。

### (3) 容量確保契約締結後の電源等の差し替えについて

○ 事務局より、資料5に沿って、容量確保契約締結後の電源等の差し替えについて説明が行われた。

[主な議論]

(市村委員)

全体的な構成としては異存ない。

スライド10で、新電力等が差し替え電源を確保しやすいように1ヶ月以上の掲載期間を設けることに異存はないが、掲示板への掲載は差し替え可能期間のどれくらい前から求めるかは、整理しないといけないのではないか。例えば、6月から9月までの間は差替が可能というときに、5月の1ヶ月間だけ掲載したということが差し替え電源を確保しやすくするという観点から妥当なのか。また、電源を差し替え先に差し替えて、その時期が終われば元の電源に戻るというのも可能という理解で良いか。

(事務局)

差し替えは、電源がトラブル等で供給力を出せない期間に行うものである。掲示板は、差し替え先が掲載するものであるため、掲載期間において差し替え元が供給力を提供できない期間に差し替え先と交渉するものである。差し替え元が一度差し替えを実施して、その後元に戻すということも可能と理解している。

また、差し替え先が掲載するタイミングは分からないため、決められないのではないかと考えている。そのため、差し替え可能期間のどれくらい前から掲載しなければいけないというものは設けていない。事業者からのニーズもあるということであれば検討することとしたい。

(市村委員)

差し替え先が掲示板に出すということは十分理解しているが、差し替え先電源を確保しやすくする観点ため、掲示板の掲載期限が1ヶ月となっており、それが事実上期限となり、このルール上では、差し替えるためには1ヶ月前までに出さなければいけない、という整理だと思う。実務的な観点から、自社の差し替えのためだけに直前に出すという懸念がないか、という点が気になった。実際に進めていった中で、ニーズを踏まえてご検討いただければ良い。

(石坂委員)

資料の全般に賛同する。スライド10の3ポツについて、新電力が差し替え先電源を確保しやすいことが重要と書かれているが、掲載期間だけの問題ではなく、電源を多く持つ事業者が自社内の差し替えを優先することで、そもそも新電力が交渉させてもらえないということになると困ってしまうため、自社、他社ともに分け隔てなく個別協議に応じていただくことを期待している。可能であれば、そのようなことを業務マニュアルに記載いただく等の工夫をお願いしたい。

(小宮山委員)

資料の整理に異論はないが、スライド8の電源等区分が異なる電源等との差し替えについてコメントする。全ての区

分間で電源等の差し替えを認めるという点について賛同するが、記載のとおり、あくまで原契約のリクワイアメントを履行することが重要な前提であるため、リクワイアメントを順守しているか、アセスメントをしっかり実施していただきたい。

(松村委員)

今回の事務局の提案に異議はない。

今回の整理とは直接関係ないが、念のために確認させていただく。差し替えは自由にできると誤認されないかを強く懸念している。容量市場で売り惜しみを誘発しないかを心配している。この点について、制度を設計する最初の段階から言い続けてきた。例えば100のキャパシティを持っているが、電源のトラブルがあると差し替えをしないといけないので、100のうち90だけ応札し10はキープしておくという行為は売り惜しみに該当すると考えている。これは元々需要曲線をひくときに、一定の確率で停止電源があることを前提にしているにも関わらず、支配的な事業者が予備をキープして容量市場に応札しないとすると、二重に停止のリスクを織り込むことになり、結果として容量市場の価格が高騰することになりかねない。これはまさに売り惜しみとなる、ということについては何度確認してもしすぎることはないため、もう一度確認させていただく。自分が100のキャパシティを持っている場合、停止するかもしれないから少し減らして90で応札することは売り惜しみであり、完全にアウト。そして残った10で差し替えるというのは、正当なものとして到底認められないことはしっかり理解しておく必要がある。差し替えを否定するものではなく、危機的状況の時には是非、差し替えを実施していただきたいが、予め確信犯のように、差し替えのために応札量を減らすようなことは決して起こらないように、ということはどうなんに言っても言いすぎることはないので、今回再度確認させていただいた。

その上で、掲示板について、新電力が調達しやすいようにということだが、もう一つ大きな目的は、容量市場における売り惜しみ行動を誘発させない、自社の差し替えだけのために使おうと思っていた事業者に対し、掲示板を使うことで他の人も使うことになれば、売り惜しみの誘因も減る、自社電源を使った差し替えが正当な行為であったことを明らかにするという目的もあったはず。差し替え掲示板の活用は、売り惜しみを誘発しない、という観点でしっかり確認していただきたい。スライド10に差し替え掲示板を活用するにあたり実施すべき内容が書かれているが、それをギリギリで満たすように掲載するような、結局、自社の差し替えのためだけの使い方であれば、それは相当怪しいことをしているとみる必要がある。もっと積極的に掲示板を活用していただきたいし、もしそうでないならば、後でもっと早く掲示板に掲載できたのではないか、と文句を言われることもある。ケースバイケースなので、義務として課すわけではないが、もっと早く、もっと詳しい情報が出せるにもかかわらず、自社のためだけに使うために義務を満たすギリギリのことしかしなかったということが露骨に現れているのであれば、事後的にペナルティを課す制度に変えなくてもいいのかという議論に繋がってくるし、あるいは、容量市場において、そのような事業者の監視をもっと強めなければならない、という議論にもなりかねない。その点を考えて、この掲示板はスライド10に記載されていることを最低限として、それ以上に十分に活用できるように各事業者が留意して活用していただきたいし、最低限を満たせば常に白と見なされると誤認しないようにしていただきたい。

(大山座長)

容量市場への出し惜しみに加え、掲示板への出し惜しみも確認しないとイケない。

(紀ノ岡委員)

今の松村委員のご発言は100%どころか、200%同意をいたします。松村委員は十分ご理解されているが、念のため申し上げる。売り惜しみは当然厳しくチェックしていくことになると思う。容量市場の入札は、以前も発言したが、4年前だという現実、ここも実態を踏まえる必要がある。4年後に果たしてある電源が動かせるかという不確実性をどう評価するか、事業者が評価するものであるが、不確実性の中でリクワイアメントを充たすことを考えたときに、不確実性の中で

リクワイアメントを考慮して入札しない判断はある。それが売り惜しみに当たるのかというチェックは当然あるが、事業者の事情としてはそういうこともありうる。

(竹廣委員)

差し替えのところにコメントさせていただきたい。これまで詳細なルールが決まるまでも、差し替えの件は、色々な懸念を申し上げてきたところ。本日まとめていただいたところは、これでよいと思うが、このように合理的ルールが細かく決まれば決まるほど、ルール内の差し替えが正当化されていくところに心配がある。資料のはじめにもあるが、その理由の妥当性確認したうえで、やむを得ない時が大前提と理解している。先ほど、紀ノ岡委員からもあったが、さまざまな状況変化があると思うが、仮にグレーなところで判断されて差し替えをしたのであれば、そういった事情も事例として、出せる範囲で差し替えが行われたことを後ほどの検証として、こういう場でオープンにしていればと思う。

(市村委員)

差し替えの時期は、実需年度以降も申し出を受け付けるということだが、差し替え先の電源だと考えると、実需給年度まで差し替えできるかがわからない状態は基本的には例外的と思う。実態として、急に差し替えが出てくることもありうるなら別だが、電源の状況は2020年度の入札後、2022年度の追加オークションのあと、実需給の前のところで、どういった電源が動かせるか、差し替えが可能かどうか、だいたい分かってくる気がする。ルールとしてはこういった形でよいが、松村委員がおっしゃったように、なぜ直前に出てくるのかや、きちんと出せるのであれば、あらかじめ掲示板で出しておいで、そこで差し替え先を募って最終的に決める、そういったプロセスが重要なので、十分踏まえてルール作りをしていく必要がある。

(事務局)

竹廣委員からご指摘について、第12回の容量市場の在り方等に関する検討会で整理しているとおり、差し替えを認める条件として、市場操作や売り惜しみをを行った事実がないかを確認することが大前提であると考えている。今回の整理は、それを前提として具体的な事例を検討したものであり、これだけで差し替えを認めるというものではない。また、開始期間については、いつ、どのような事例が起こるか分からないため、ルールとして期間を縛っておらず、契約締結以降に可能と整理している。こちらについては、事業者ニーズ等、状況変化があれば、2024年度以降に実態を踏まえ見直しを図っていきたい。

(大山座長)

事務局案についてご異論はなかった。売り惜しみや市場操作等の事実がなかったか、しっかり確認していく必要があるというご指摘について、今後とも検討していく必要がある。

#### (4) 容量市場における精算に関する広域機関の業務について

○ 事務局より、資料 6 に沿って、容量市場における精算に関する広域機関の業務について説明が行われた。

[主な議論]

委員より質問、意見なし。

(大山座長)

以上で本日の議事は終了する。

以上